

処 分 基 準

B - p - 1

平成19年11月21日作成

法 令 名	: 遺失物法
根 拠 条 項	: 第26条第1項
処 分 の 概 要	: 施設占有者に対する指示
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	: 遺失物法第26条第1項(指示)
処 分 基 準	: 別紙「遺失物法に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先	: 愛知県警察本部総務部会計課監査室監査係 (052-951-1611 内線2557)
備 考	: